

施設類型 スポーツ系施設

施設分類 屋内スポーツ施設・屋外スポーツ施設

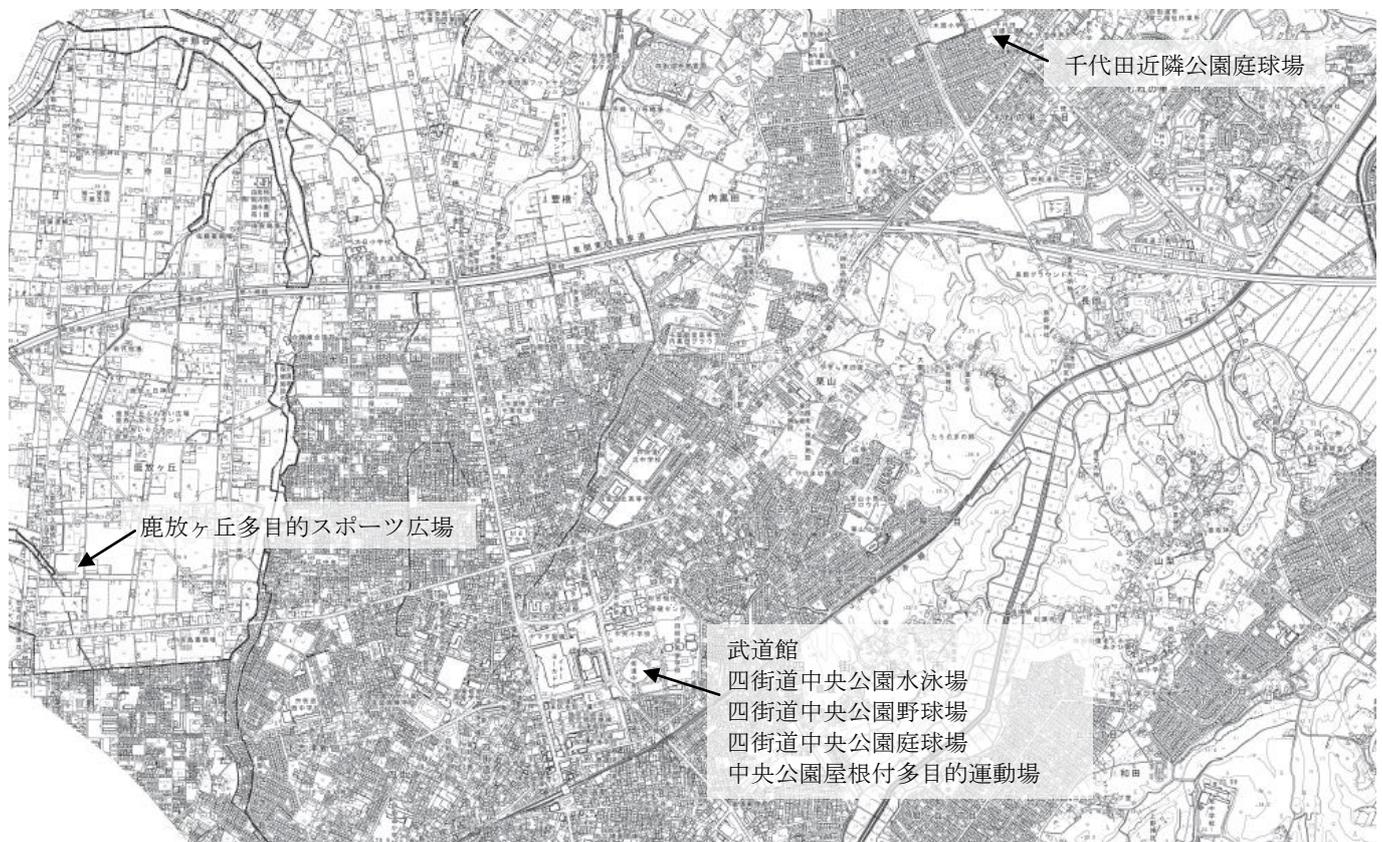
①施設概要

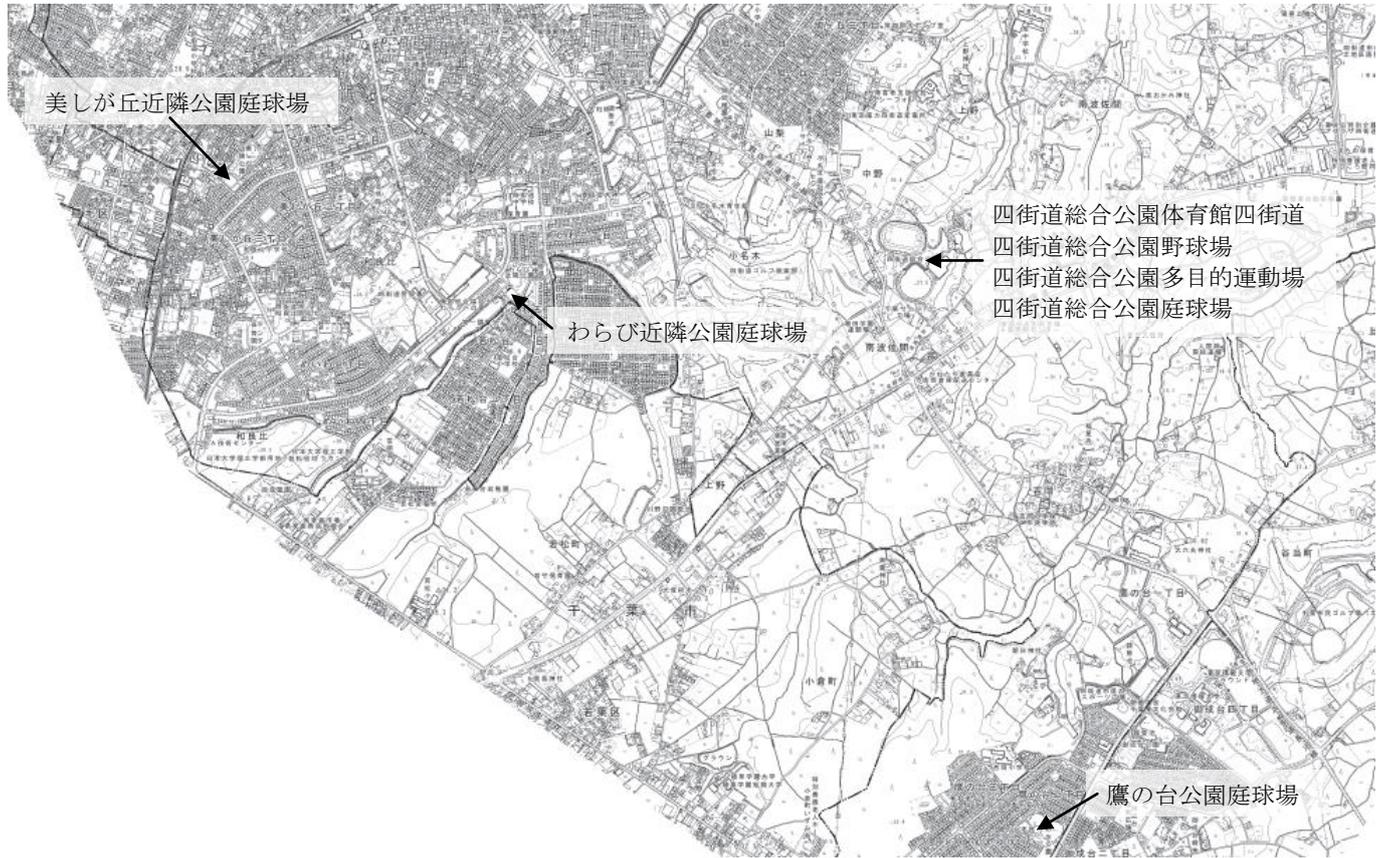
市民の体育・スポーツの振興を図るとともに、市民の心身の健全な発達を目的として、以下のスポーツ施設を設置しています。

施設分類	カルテ番号	対象施設	所在地	所管
屋内スポーツ施設	011	武道館	鹿渡無番地	スポーツ振興課
	012	四街道総合公園体育館	和田 161	〃
	015	温水プール	山梨 2027	〃
屋外スポーツ施設 ※1	121	四街道中央公園屋根付多目的運動場	鹿渡無番地	福祉政策課
	122	四街道中央公園水泳場・管理棟	〃	都市計画課
	123	四街道中央公園野球場・ダッグアウト	〃	〃
	014	四街道総合公園野球場・メインスタンド他	和田 161	スポーツ振興課
	013	四街道総合公園多目的運動場・管理棟・スタンド	〃	〃

※1 上記施設のほか、屋外スポーツ施設を7ヶ所設置しています。(四街道総合公園庭球場、四街道中央公園庭球場、千代田近隣公園庭球場、美しが丘近隣公園庭球場、鷹の台公園庭球場、わらび近隣公園庭球場、鹿放ヶ丘多目的スポーツ広場) 左記7ヶ所の施設は建築物が伴った施設でないため、本計画における施設評価の対象としていません。

【施設の位置図】





②現状と課題

【施設データ】平成 29 年度末現在

施設名	中学校地区	建設年	経過年数(年)	耐用年数(年)	延床面積(m ²)	施設概要	運営形態	職員数(人)	収入額(千円)	利用人数(人)
武道館	四街道北	S51	41	38	431	畳1面、床1面	直営	0	0	14,113
四街道総合公園体育館	旭	H6	23	50	9,028	アリーナ、サブアリーナ、トレーニング室他	指定管理	指10	20,653	146,144
温水プール	旭	S57	35	50	1,438	25mプール、幼児用プール	指定管理	指6	9,185	53,053
四街道中央公園 屋根付多目的運動場	四街道北	H2	27	38	1,040	ゲートボール場1面	直営	0	0	137団体
四街道中央公園水泳場・ 管理棟	四街道北	S58	34	38	208	管理棟、25mプール×2、幼児用プール	指定管理	指14	470	4,838
四街道中央公園野球場・ ダッグアウト	四街道北	H5	24	50	62	ダッグアウト、野球場1面	指定管理	※指1	775	7,114
四街道総合公園野球場・ メインスタンド他	旭	S60	32	50	1,935	メインスタンド、スコアボード、野球場1面	指定管理	指1	471	8,134
四街道総合公園多目的運動場・ 管理棟・スタンド	旭	S63	29	50	1,081	多目的運動場1面	指定管理	指1	684	18,792

※日常管理は、公園の管理人が兼務しています。

◎四街道総合公園・中央公園のスポーツ施設（武道館・四街道中央公園屋根付多目的運動場を除く。）及び温水プールの管理運営は、各々の所管で公募した指定管理者が行い、指定管理料の総額は317,653千円/年（185箇所
の公園と緑地の管理運営も含む。市職員人件費を除く。）で、スポーツ施設全体の施設使用料の収入は40,842千円/年となっています。

【屋内スポーツ施設】

ア 武道館

武道館は、鉄骨造平屋建て、延床面積431m²。昭和51年に四街道中央公園内に建設した旧耐震基準の建物で、耐震診断も未実施で、建設から41年が経過し、施設の老朽化が進んでいます。

開館日・開館時間は、年末年始を除く毎日、9時から21時まで、管理運営は直営ですが、鍵の施錠や清掃等の日常管理は施設利用者が行い、管理運営費は90千円/年（市職員人件費を除く。）となっています。

施設は、柔道場と剣道場で構成し、事前に登録を行ったスポーツ団体が無料で使用し、利用者数は14,113人/年で、利用状況は下記のとおりとなっています。

【各部屋の利用状況（武道館）】

部屋名	利用率（％）				部屋名	利用率（％）			
	午前	午後	夜間	平均		午前	午後	夜間	平均
柔道場	59.18	72.88	67.67	66.58	剣道場	86.30	56.71	100.00	81.00

イ 四街道総合公園体育館

四街道総合公園体育館は、鉄筋コンクリート造2階建て（地下1階）、延床面積は9,028㎡。平成6年に四街道総合公園内に建設した新耐震基準の建物で、平成23年に予備発電装置点検及び改修工事、平成26年に会議室空調機等改修工事等を行っていますが、建設から23年が経過し、施設の老朽化が進んでいます。

開館日・開館時間は、月曜日（祝日の場合はその翌日）・年末年始を除く毎日、9時から21時まで（ただし、休館日の前日は9時から17時まで）、管理運営は指定管理者が行い、施設使用料の収入は20,653千円/年となっています。

施設は、1階にメインアリーナ・サブアリーナ・トレーニングルーム、2階に会議室・弓道場、地下1階に第1武道場・第2武道場などで構成し、個人・団体の一般利用や各種スポーツ大会の開催に使用されているほか、指定管理者の自主事業として指導者講習会やヨガ教室などの事業が行われています。

なお、利用者数は146,144人/年で、利用状況は下記のとおりとなっています。

【各部屋の利用状況（四街道総合公園体育館）】

部屋名	利用率（％）				部屋名	利用率（％）			
	午前	午後	夜間	平均		午前	午後	夜間	平均
メインアリーナ	98.10	98.10	84.38	93.53	サブアリーナ	98.10	98.10	84.38	93.53
会議室	35.29	35.29	30.38	33.66	弓道室	32.87	32.87	28.82	31.52
第1武道場	40.14	40.14	35.07	38.45	第2武道場	72.15	72.15	62.67	69.00

ウ 温水プール

温水プールは、鉄筋コンクリート造平屋建て、延床面積1,438㎡。昭和57年に建設した新耐震基準の建物で、これまで数次の改修を行っていますが、建設から35年が経過し、施設の老朽化が著しく進んでいます。

開館日・開館時間は、月曜日（祝日の場合はその翌日）・年末年始を除く毎日、12時から20時まで（ただし、日曜日及び休日は11時から19時まで）、隣接するごみ処理施設の余熱を活用し、温水を供給しており、年間を通じて利用できるプールです。管理運営は指定管理者が行い、管理運営費は55,833千円/年（市職員人件費を除く。）で、施設使用料の収入は9,185千円/年となっています。

施設は、事務室・更衣室・トイレ・機械室・25mプール×1・幼児用プール×1で構成され、個人・団体の一般利用のほか、指定管理者の自主事業として水中ウォーキング教室や小学生水泳教室などの事業が行われています。

なお、利用者数は53,053人/年となっています。

【屋外スポーツ施設】

ア 四街道中央公園屋根付多目的運動場

四街道中央公園屋根付多目的運動場は、鉄骨造平屋建て、延床面積1,040㎡。平成2年に建設した新耐震基準の建物で、建設から27年が経過し、施設の老朽化が進んでいたことから、平成29年度に、柱の防錆、屋根防水等の改修を行いました。

開場日・開場時間は、年末年始を除く毎日、9時から17時まで、管理運営は直営で、管理運営費（市職員人件

費を除く。)はかかっていません。施設使用料は無料で、ゲートボール・グラウンドゴルフ等で使用され、利用回数は315回/年で、利用率は18.17%/年となっています。

イ 四街道中央公園水泳場・管理棟

四街道中央公園水泳場は、屋外の25mプール(第1、第2)が2ヶ所、幼児用プールが1ヶ所のほか、管理棟・更衣室・トイレ・ポンプ室で構成し、このうち第1プールは昭和41年、幼児用プールは42年、第2プールは48年に建設し、これまで数次の改修を行っていますが、供用開始から51年が経過し、施設の老朽化が進んでいます。

管理棟は、鉄骨造平屋建て、延床面積208㎡。昭和58年に建設した新耐震基準の建物ですが、建設から34年が経過し、施設の老朽化が進んでいます。

開場日・開場時間は、夏休み期間(7月中旬～8月末)としており、開場時間は9時から16時まで、管理運営は指定管理者が行い、施設使用料の収入は470千円/年、利用者数は4,838人/年となっています。

このほか、開場期間前(6～7月中旬)には、隣接する中央小学校の水泳の授業で利用し、利用日数は10日/年、利用者数は3,602人/年となっています。

ウ 四街道中央公園野球場・ダッグアウト

四街道中央公園野球場は、野球場1面・ダッグアウト(1塁側、3塁側)で構成され、このうち、野球場は両翼79m、中堅93m、内野は土、外野は天然芝のグラウンドとなっています。

ダッグアウトは、鉄筋コンクリート造平屋建て、延床面積62㎡。昭和58年に建設した新耐震基準の建物ですが、建設から34年が経過し、施設の老朽化が進んでいます。

開場日・開場時間は、月曜日(祝日の場合はその翌日)・年末年始を除く毎日、9時から17時まで(冬季は8時～16時)となっていますが、ナイター設備を使用する場合(4～10月)は17時以降(21時まで)の利用も可能となっています。管理運営は指定管理者が行い、施設使用料の収入は775千円/年となっています。

野球のほか、グラウンドゴルフやサッカー等でも利用でき、利用者数は7,114人/年、利用率は19.00%/年となっています。

このほか、市主催のふるさとまつりや産業まつり等の会場としても使用しています。

エ 四街道総合公園野球場・メインスタンド他

四街道総合公園野球場は、野球場1面・メインスタンド等で構成し、このうち、野球場は両翼91m、中堅120m、内野は土、外野は天然芝のグラウンドとなっています。

メインスタンドは、鉄筋コンクリート造2階建て、延床面積1,871㎡で、観客席数は6,000席。また、スコアボードは、鉄骨造2階建て、延床面積64㎡。いずれも、昭和60年に建設した新耐震基準の建物ですが、建設から32年が経過し、施設の老朽化が進んでいます。また、野球場周辺には防球ネットを設置していますが、ボールが越球するケースがあり、安全上の課題があります。

開場日・開場時間は、月曜日(祝日の場合はその翌日)・年末年始を除く毎日、9時から17時まで(冬季は8時～16時)、管理運営は指定管理者が行い、施設使用料の収入は471千円/年となっています。

個人や団体の一般利用のほか、市内唯一の観客席を完備した野球施設のため、各種野球大会が開催されています。また、ソフトボール等での利用も可能で、利用者数は8,134人/年、利用率は54.84%/年となっています。

オ 四街道総合公園多目的運動場・管理棟・スタンド

四街道総合公園多目的運動場は、400mトラック、フィールド1面、管理棟及びメインスタンド(1,000席)等で構成され、このうち、400mトラックは、クレーの7コース、インフィールドもクレーのフィールドです。なお、公認の陸上競技場の基準ではないため、公式な競技では使用できません。

管理棟及びメインスタンドは、鉄筋コンクリート造2階建て、延床面積1,081㎡。昭和63年に建設した新耐震基準の建物ですが、建設から29年が経過し、施設の老朽化が進んでいます。

開場日・開場時間は、月曜日（祝日の場合はその翌日）・年末年始を除く毎日、9時から17時まで（冬季は8時～16時）、管理運営は指定管理者が行い、施設使用料の収入は684千円/年となっています。

サッカー・ソフトボール・グラウンドゴルフ・陸上等での個人や団体の一般利用のほか、各種スポーツ大会が開催され、利用者数は18,792人/年、利用率は70.26%/年となっています。

カ その他

その他の屋外スポーツ施設として、庭球場を6ヶ所設置（市全体のコート数は21面）し、管理運営は指定管理者が行っています。また、鹿ヶ丘に多目的スポーツ広場を1ヶ所設置し、直営で管理しています。

a. 四街道総合公園庭球場

オムニコート8面。平成7～9年に整備し、その後、人工芝の張り替えなど数回の改修を行っています。

開場日・開場時間は、月曜日（祝日の場合はその翌日）・年末年始を除く毎日、9時から17時まで（冬季は8時～16時）、個人・団体での利用のほか、各種テニス大会が開催され、利用者数は33,105人/年、利用率は82.90%/年、施設使用料の収入は3,274千円/年となっています。

b. 四街道中央公園庭球場

クレートコート5面。昭和46年に整備し、その後、土の入れ替え等数回の改修を行っています。

開場日・開場時間は、水曜日（祝日の場合はその翌日）・年末年始を除く毎日、9時から17時まで（冬季は8時～16時）、利用者数は8,981人/年、利用率は35.98%/年、施設使用料の収入は1,650千円/年となっています。

c. 千代田近隣公園庭球場

クレートコート2面。昭和55年に整備し、その後、土の入れ替え等数回の改修を行っています。

開場日・開場時間は、火曜日（祝日の場合はその翌日）・年末年始を除く毎日、9時から17時まで（冬季は8時～16時）、利用者数は7,925人/年、利用率は79.38%/年、施設使用料の収入は1,456千円/年となっています。

d. 美しが丘近隣公園庭球場

ハードコート2面。平成3年に整備し、その後、大規模な改修を1回行っています。

開場日・開場時間は、火曜日（祝日の場合はその翌日）・年末年始を除く毎日、9時から17時まで（冬季は8時～16時）、利用者数は4,186人/年、利用率は41.93%/年、施設使用料の収入は769千円/年となっています。

e. 鷹の台公園庭球場

ハードコート2面。平成5年に整備し、その後、大規模な改修は行っていません。

開場日・開場時間は、火曜日（祝日の場合はその翌日）・年末年始を除く毎日、9時から17時まで（冬季は8時～16時）、利用者数は3,343人/年、利用率は33.48%/年、施設使用料の収入は614千円/年となっています。

f. わらび近隣公園庭球場

ハードコート2面。平成7年に整備し、その後、大規模な改修を1回行っています。

開場日・開場時間は、火曜日（祝日の場合はその翌日）・年末年始を除く毎日、9時から17時まで（冬季は8時～16時）、利用者数は4,593人/年、利用率は46.00%/年、施設使用料の収入は843千円/年となっています。

【庭球場利用状況等】

施設名	面数	設置年	利用者数	利用率
四街道総合公園庭球場	オムニコート8面	平成7～9年	33,105人	82.90%
四街道中央公園庭球場	クレーコート5面	昭和46年	8,981人	35.98%
千代田近隣公園庭球場	クレーコート2面	昭和55年	7,925人	79.38%
美しが丘近隣公園庭球場	ハードコート2面	平成3年	4,186人	41.93%
鷹の台公園庭球場	ハードコート2面	平成5年	3,343人	33.48%
わらび近隣公園庭球場	ハードコート2面	平成7年	4,593人	46.00%

g. 鹿放ヶ丘多目的スポーツ広場

鹿放ヶ丘多目的スポーツ広場は、民有地を無償で借り受け 5,600 m² (70m×80m) の広場を設置しています。

開場日・開場時間は、月曜日・年末年始を除く毎日、9時から17時まで、サッカー・ソフトボール・グラウンドゴルフ等の利用ができ、管理運営は直営ですが、鍵の施錠や草刈りなどの日常管理は施設利用者が行い、管理運営費はかかっていません。

なお、利用者数は2,675人/年、利用率は40.50%/年、施設使用料は無料となっています。

③施設評価と対応方針

「施設の安全性、必要性」、「施設の有効性」、「管理運営の効率性」について以下のように分析しました。

【分析】

【屋内スポーツ施設】

対象施設	施設の安全性、必要性	施設の有効性	管理運営の効率性
武道館	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断が未実施であり、老朽化も進んでいます。 四街道総合公園体育館武道場や各中学校の武道場など、市内公共施設に同種施設の設置があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 柔道場・剣道場ともに利用率は60%/年以上ですが、利用団体は固定化しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 鍵の施錠や清掃等の日常管理は利用団体が行っています。 施設使用料は無料となっています。
四街道総合公園体育館	<ul style="list-style-type: none"> 耐震基準を満たしていますが、老朽化が進んでいます。 市内唯一の観客席を完備した体育館であり、スポーツの振興と市民の心身の健全な発達のため、今後も継続していく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> アリーナの利用率は高く、有効に活用されていますが、弓道場・会議室・第1武道場の利用率は40%/年以下となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度を導入し、効率化を図っていますが、施設の貸館業務や維持管理業務が中心で、スポーツ施策推進の取り組みについては指定管理者の自主事業に委ねられており、スポーツ活動の場の提供が中心となっています。 施設使用料は有料となっています。
温水プール	<ul style="list-style-type: none"> 耐震基準を満たしていますが、老朽化が著しくなっています。 今後、隣接するごみ処理施設の移転後は、余熱利用ができなくなる状況となります。 市内及び近隣市に同種の民間施設等の設置があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者数は53,053人/年で、温水のため年間を通して利用できます。 	

【屋外スポーツ施設】

四街道中央公園 屋根付 多目的運動場	<ul style="list-style-type: none"> 耐震基準を満たしています。 市内唯一の屋根付多目的運動場ですが、屋根があるため利用用途が限られています。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用率は18.17%/年で、利用率が低い状況です。 	<ul style="list-style-type: none"> 管理運営費は必要最小限としています。 施設使用料は無料となっています。
四街道中央公園 水泳場・管理棟	<ul style="list-style-type: none"> 耐震基準を満たしていますが、老朽化が進んでいます。 市内及び近隣市に同種の民間施設等の設置があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 屋外プールのため、夏季のみの開場で、一般利用者は4,838人/年で、1日平均では127人となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度を導入し、効率化を図っていますが、施設の運営業務や維持管理業務が中心で、スポーツ施策推進の取り組みについては指定管理者の自主事業に委ねられており、スポーツ活動の場の提供が中心となっています。 施設使用料は、有料となっています。
四街道中央公園 野球場・ ダッグアウト	<ul style="list-style-type: none"> 耐震基準を満たしていますが、老朽化が進んでいます。 市の中心部に位置し、ナイター設備も有し、野球以外にも多目的に利用されていることから、今後も継続していく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 野球以外の用途にも利用されていますが、利用率は19.00%/年となっています。また、市主催のまつりなどの会場としても活用しています。 	
四街道総合公園 野球場・ メインスタンド他	<ul style="list-style-type: none"> 耐震基準を満たしていますが、老朽化が進んでいます。また、硬式野球の利用にあたっては越球による安全上の課題があります。 市内唯一の観客席を完備した野球場であり、スポーツ振興と市民の心身の健全な発達のため、今後も継続していく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 野球以外の用途にも利用されており、利用率は54.84%/年となっています。 	
四街道総合公園 多目的運動場・ 管理棟・スタンド	<ul style="list-style-type: none"> 耐震基準を満たしていますが、老朽化が進んでいます。 市内唯一の観客席を完備した運動場であり、スポーツの振興と市民の心身の健全な発達のため、今後も継続していく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 多目的に利用できる運動場で、利用率は70.26%/年となっており概ね有効に活用されています。 	

上記分析を踏まえて、当該施設については、以下のように評価し、対応します。

【評価結果】

【屋内スポーツ施設】

対象施設	方向性		説明
	機能	施設	
武道館	継続	検討	【機能】 ・武道を学び心身を鍛錬する施設として、今後も継続していく必要があります。 【施設】 ・耐震対応が未実施で老朽化が進んでいることから、改修や改築の検討のほか、四街道総合公園体育館や各中学校の武道場など、他公共施設の活用も含め、施設の必要性についての検討が必要です。 【管理運営】 ・受益者負担の適正化の観点から、施設利用に対する負担についての検討が必要です。
四街道総合公園 体育館		継続	【機能】 ・屋内スポーツ施設の拠点として、今後も継続していく必要があります。 【施設】 ・予防保全を含め、施設の計画的な改修などを行い、長寿命化を図る必要があります。 【管理運営】 ・指定管理者制度を導入していますが、貸館での利用が多く、スポーツ施策推進の取り組みが少ないことから、指定管理の要求水準の見直しが必要です。 ・受益者負担の適正化の観点から、施設使用料の定期的な見直しが必要です。
温水プール	廃止	廃止	【機能・施設】 ・施設の老朽化が著しく、隣接のごみ処理施設の移転に伴い、余熱利用ができなくなること、また、市内及び周辺自治体に同種の民間施設等があることから、ごみ処理施設の移転後に廃止します。

【屋外スポーツ施設】

<p>四街道中央公園 屋根付 多目的運動場</p>			<p>【機能】 ・市内唯一の屋根付多目的運動場ですが、施設の形状上、利用用途が限られるため、必要性について改めて検討が必要です。</p> <p>【施設】 ・上記検討の間は、必要な修繕を行う必要があります。</p> <p>【管理運営】 ・直営で管理していますが、公園の指定管理に含めるなどの管理運営形態の検討が必要です。 ・受益者負担の適正化の観点から、施設の有料化の検討が必要です。</p>
<p>四街道中央公園 水泳場・管理棟</p>	<p>検討</p>	<p>検討</p>	<p>【機能】 ・屋外のため、利用可能期間が夏季に限られており、また、民間プールや学校プールでの代用も考えられることから、施設の必要性について改めて検討が必要です。</p> <p>【施設】 ・上記検討の間は、必要な修繕を行う必要があります。</p> <p>【管理運営】 ・指定管理者制度を導入していますが、スポーツ施策推進の取り組みが少ないことから、指定管理の要求水準の見直しが必要です。 ・受益者負担の適正化の観点から、施設使用料の定期的な見直しが必要です。</p>
<p>四街道中央公園 野球場・ダッグアウト</p>			<p>【機能】 ・野球に限らず多目的に活用しており、スポーツの振興と市民の心身の健全な発達のため、今後も継続していく必要があります。</p> <p>【施設】 ・予防保全を含め、施設の計画的な改修などを行い、長寿命化を図る必要があります。 ・老朽化が進んでいるナイター設備の必要性についての検討が必要です。</p> <p>【管理運営】 ・指定管理者制度を導入していますが、スポーツ施策推進の取り組みが少ないことから、指定管理の要求水準の見直しが必要です。 ・受益者負担の適正化の観点から、施設使用料の定期的な見直しが必要です。</p>
<p>四街道総合公園 野球場・ メインスタンド他</p>	<p>継続</p>	<p>継続</p>	<p>【機能】 ・市内唯一の観客席を備えた野球施設であり、スポーツの振興と市民の心身の健全な発達のため、今後も継続していく必要があります。</p> <p>【施設】 ・予防保全を含め、施設の計画的な改修などを行い、長寿命化を図る必要があります。</p> <p>【管理運営】 ・指定管理者制度を導入していますが、スポーツ施策推進の取り組みが少ないことから、指定管理の要求水準の見直しが必要です。 ・受益者負担の適正化の観点から、施設使用料の定期的な見直しが必要です。</p>
<p>四街道総合公園 多目的運動場・ 管理棟、スタンド</p>			<p>【機能】 ・市内唯一の陸上競技ができる大規模な運動場であり、スポーツの振興と市民の心身の健全な発達のため、今後も継続していく必要があります。</p> <p>【施設】 ・予防保全を含め、施設の計画的な改修などを行い、長寿命化を図る必要があります。</p> <p>【管理運営】 ・指定管理者制度を導入していますが、スポーツ施策推進の取り組みが少ないことから、指定管理の要求水準の見直しが必要です。 ・受益者負担の適正化の観点から、施設使用料の定期的な見直しが必要です。</p>

【対応方針】

○スポーツ施設は、市民の健康づくり、レクリエーションなどの場や機会を提供するとともに、競技力の向上やスポーツ人口の拡大などを図るうえで重要な役割を担っており、基本的には継続していきませんが、効率的な施設運営を行うため、施設の利用実態の継続的な検証を行いつつ、学校の施設などの活用の検討や民間施設の利用の検討などを含めた次のような検討を行います。また、民間依存が可能なものについては、民間の活用を図るなど、市有部分からの削減を検討します。

- a. 武道館は、他公共施設の武道場の活用の可能性などを検証し、施設のあり方について検討します。

- b. 四街道中央公園屋根付多目的運動場は、利用用途が限られる施設のため、その必要性について改めて検討します。
- c. 四街道中央公園野球場のナイター設備は、老朽化が進み、今後、大規模な改修が必要となるため、その必要性について改めて検討します。
- d. 庭球場は、必要なコート数の検証など、庭球場のあり方を検討します。
- e. 鹿放ヶ丘多目的スポーツ広場は、利用状況に注視し、その必要性について検討します。

○継続する施設は、予防保全を含め、施設の計画的な改修などを行い、長寿命化を図ります。

○温水プールは、施設の老朽化や隣接のごみ処理施設の移転により余熱利用ができなくなることで、また、市内及び周辺自治体に同種の民間施設等が設置されていることから廃止します。また、廃止後の現施設のあり方を検討します。

○指定管理者制度を導入している施設は、スポーツ施策推進の取り組みを進めるために、指定管理の要求水準の見直しを行います。また、四街道中央公園屋根付多目的運動場は、効率化を図るために公園管理の指定管理に含めるなどの検討を行います。

○受益者負担の適正化の観点から、施設使用料が無料の施設は施設使用料導入の検討を行い、有料の施設は定期的な見直しを行います。

④展開スケジュール

課題事項	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (R元年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2027年度 (R9年度)	2028年度 (R10年度)
スポーツ施設のあり方の検討			●	→	●			検討結果に基づく対応				→
(検討事項) ①学校施設の活用の可能性、②武道館のあり方、③四街道中央公園屋根付多目的運動場の必要性、④四街道中央公園野球場ナイター設備の必要性、⑤庭球場の必要コート数、⑥鹿放ヶ丘多目的スポーツ広場の必要性、⑦施設の民営化												
施設の長寿命化			●	→	●			計画に基づく対応				→
					●	→	●		計画に基づく対応			→
※温水プールの廃止及び廃止後の現施設のあり方の検討						●	→	●				→
						●	→	●				→
(廃止に向けての対応事項) ①指定管理者との協議、②市民・利用者への周知、③条例廃止												
管理運営についての検討	●	→	●	→	●	→	●	→	●	→	●	→
	●	→	●	→	●	→	●	→	●	→	●	→
(検討事項) ①要求水準の見直し、②四街道中央公園屋根付多目的運動場の管理運営形態の見直し、③施設使用料導入の検討、④施設使用料の見直し												

※廃止のスケジュールは、施設の状況や新しいごみ処理施設の整備状況により変わる場合があります。

